

指宿広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の
縦覧等の手続に関する条例

(平成21年指宿広域市町村圏組合条例第1号)

改正 平成25年指宿広域市町村圏組合条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同条第1項に規定する指宿広域市町村圏組合（以下「組合」という。）の一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第8項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、管理者が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出方法を定めることにより、一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

(対象となる施設の種類)

第2条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設は、法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）とする。

(縦覧の手続き等)

第3条 管理者は、法第9条の3第2項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項とともに、意見書を提出できる旨公告するものとする。

- (1) 縦覧の場所及び期間
- (2) 施設の名称、設置場所及び種類
- (3) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (4) 施設の処理能力（施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）

- (5) 実施した生活環境影響調査の項目
 - (6) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
 - (7) その他必要な事項
- (縦覧の場所及び期間)

第4条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 組合の事務所
- (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で管理者が指定する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める場所

2 縦覧の期間は、公告の日から1月間とする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第5条 意見書の提出先は、組合の事務所又は管理者が必要と認める場所とする。

2 意見書の提出期限は、第4条第2項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。

(環境影響評価との関係)

第6条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は鹿児島県環境影響評価条例（平成12年鹿児島県条例第26号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第3条から前条までに規定する手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第7条 管理者は、施設の設置又は変更に関する区域が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。

- (1) 施設を関係市（組合を組織する市をいう。以下同じ。）の区域外の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 施設の敷地が関係市の区域外の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす地域に関係市の区域外の市町村の区域が含まれているとき。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管

理者が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月8日指宿広域市町村圏組合条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。